

令和8年度 南魚沼市紙おむつ給付事業のご案内

南魚沼市では、ご自宅で介護を受けている高齢者の方と、そのご家族の負担を軽減するため、紙おむつの現物給付を行っています。

対象となる方

以下の条件をすべて満たす方が対象です。

- ・南魚沼市内に住所があり、実際に住んでいる。
- ・65歳以上である。
- ・要介護1以上の認定を受けている。
- ・在宅で紙おむつを必要としている。
- ・世帯全員（別世帯の扶養も含む）の市県民税が「非課税」または「均等割課税のみ」である。

給付の内容

世帯の課税状況に応じて、紙おむつを現物給付します。

世帯の区分	給付限度額（1ヶ月あたり）
市県民税 非課税世帯	8,000円まで
市県民税 均等割課税のみの世帯	4,000円まで

※年度ごとの税額により決定します。

（4～7月分は前年度、8月分以降は当年度の税額を参照します）

申請から利用までの流れ

申請：申請書を以下へご提出ください。

- ・南魚沼市役所 介護高齢課 長寿いきいき係
- ・大和市民センター
- ・塩沢市民センター
- ・締切：毎月末日まで（土日祝日の場合は前開庁日）

審査：審査のうえ「決定通知書」または「却下通知書」をお送りします。

給付：毎月10日までに、市指定の業者がご自宅へ直接お届けします。

- ・配達時に受領確認（押印または署名）をお願いします。
- ・不在時は仮置きし、後ほど業者から電話で確認させていただきます。

紙おむつの種類

「令和8年度 南魚沼市紙おむつ給付事業 給付対象商品一覧」のとおり。

こんな時はすぐにご連絡ください

以下に該当する場合は、給付を中止または内容変更の手続きが必要です。速やかにご連絡ください。

- ・給付対象者が、1か月以上入院または施設に入所するとき。
- ・介護度が「要支援」に変更となったとき。
- ・介護認定の有効期限が切れたとき。
- ・給付された紙おむつの在庫が多くなり、使い切れなくなったとき。
- ・世帯の構成員の市県民税が、所得割課税となったとき。
- ・世帯の構成員の市県民税が、「非課税」から「均等割のみ課税」になったとき。

お問い合わせ先

南魚沼市 介護高齢課 長寿いきいき係 電話：025-773-6675

メールアドレス：choju@city.minamiuonuma.lg.jp